

熊本市実費弁償条例の制定について

熊本市実費弁償条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市実費弁償条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条その他法律及び条例の規定に基づき、市の機関の求めにより出頭した関係人、参考人、証人等に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 次に掲げる者に対しては、この条例の定めるところにより実費を弁償する。

- (1) 地方自治法第74条の3第3項の規定に基づき選挙管理委員会の求めにより出頭した関係人
- (2) 地方自治法第100条第1項後段の規定に基づき議会の求めにより出頭した選挙人その他の関係人
- (3) 地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者
- (4) 地方自治法第115条の2第2項の規定に基づき議会の求めにより出頭した参考人（同法第109条第5項の規定により委員会について準用する場合を含む。）
- (5) 地方自治法第199条第8項の規定に基づき監査委員の求めにより出頭した関係人
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定に基づき人事委員会が喚問する証人

- (7) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき農業委員会の求めにより出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人
- (8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定に基づき審理員（同法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁）の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者
- (9) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき地方自治法第252条の7第1項の規定により共同して設置する行政不服審査法第81条第1項の機関の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者
- (10) 熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号）第8条第4項の規定に基づき熊本市情報公開・個人情報保護審議会の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者
- （日当等）

第3条 実費弁償は、別表に定める日当及び旅費とする。ただし、本市の職員（前条第9号の場合にあっては、市長が別に定める者）がその職務の関係で出頭し、又は参加した場合は、これを支給しない。

（準用）

第4条 実費弁償の支給については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号）の規定（第17条第2項及び第3項の規定を除く。）を準用する。

（その他の参考人等に対する実費弁償）

第5条 第2条各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき市の機関の求めにより関係人、参考人、証人等として出頭した者に対しては、前2条の規定の例によりその実費を弁償することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。
(地方自治法第２０７条の規定に基づく実費弁償条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 地方自治法第２０７条の規定に基づく実費弁償条例（昭和２７年条例第３２号）
 - (2) 人事委員会が喚問する証人の実費弁償に関する条例（昭和３０年条例第５号）
 - (3) 農業委員会等に関する法律第２９条の規定に基づく実費弁償条例（昭和３２年条例第４５号）
 (地方自治法第２０７条の規定に基づく実費弁償条例等の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前において、この条例による廃止前の前項各号に掲げる条例に基づき支給事由が生じた実費弁償については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

日当	旅費			
1 日 につ き3,300円	鉄道賃・船賃	航空賃	車賃	宿泊料
	(1) 運賃の等級を区分するものにあっては、上級の運賃（３階級に区分する船舶にあっては、中級の運賃）	現に支払った旅客運賃	1 キロメートルにつき 37円	1 泊につき 10,900円
	(2) 運賃の等級を区分しないものにあっては、その乗車又は乗船に要する運賃			
	(3) 前２号に掲げる運賃のほか、普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道５０キロメートル以上の旅行にあっては、普通急行料金、			

	準急行料金又は特別急行料金			
--	---------------	--	--	--

備考 市内在住者（第２条第９号の場合にあつては、市長が別に定める者）には、
日当のみ支給する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０７条その他法律及び条例の規定に基づき、市の機関の求めにより出頭した関係人、参考人、証人等に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。